

利用者負担増、「軽度者」切捨での 介護保険制度改悪の検討を中止し、 安心して利用できる制度に改善してください

社会保障審議会 介護保険部会
部会長 遠藤 久夫 様

社会保障審議会介護保険部会への要請書

私たちは、貴会で検討されている介護保険制度見直しに重大な危惧を抱いています。

ケアプラン有料化や介護サービス利用料の2割負担・3割負担の対象拡大など一連の負担増と、要介護1、2の「生活援助サービス等」を市町村事業へ移行させるなどの改悪案は、今でも利用しにくくなっている介護保険をいっそう利用困難にしていくものです。また、「自立支援施策の財政インセンティブ強化」（調整交付金の活用）は、市町村を介護給付抑制と要介護認定の縮減競争に駆り立てるものです。

【要請項目】

1. 居宅介護支援（ケアマネジメント）への利用者負担導入は断じて行わないこと。
2. 介護サービスの利用者負担について、2割負担（「一定以上の所得」）、3割負担（「現役並み所得」）の拡大を行わないこと。また、補足給付改悪（不動産要件追加等）及び多床室の室料徴収拡大（老人保健施設等）、高額サービス費の負担上限額引き上げなど利用者負担増を行わないこと。
3. 軽度者（要介護1、2）の「生活援助サービス等」の地域支援事業移行を断念すること。
4. 「自立支援・重度化防止」を名目に市町村を介護給付費抑制・要介護認定縮減に駆り立てるインセンティブ交付金に調整交付金をつかわないこと。

わたしの一言要請

団体・事業所名

所在地

団体・事業所名

送付先 社会保障審議会介護保険部会事務局 厚生労働省老健局総務課
FAX 番号: 03-3503-2740 メールアドレス: kaigobukai@mhlw.go.jp

深刻な人材確保難 このままで「介護崩壊」です！

全ての介護従事者に全産業平均の賃金を保障してください

社会保障審議会 介護保険部会
部会長 遠藤 久夫 様

社会保障審議会介護保険部会への要請書

介護現場は、深刻な人材不足に見舞われ、必要な介護サービス提供が確保できない「介護崩壊」の危機が迫っています。その大きな原因は、介護従事者の賃金が全産業平均よりも月額8万円～10万円も低いことにあります。

本年10月に消費税増税とともに実施された「介護職員等特定処遇改善加算」は、ごく一部の介護福祉士しか全産業平均の賃金水準への改善の対象とならないばかりか、介護現場に格差と分断を持ち込み、低賃金を固定化させかねない内容であり、抜本的な見直しが必要です。

次期制度見直しの議論では、介護従事者の新たな処遇改善策はほとんど検討されていません。

私たちは、全ての介護従事者に、全産業平均の賃金水準を、全額国の負担によって保障することこそ、介護人材の危機を打開する道だと考えます。

【要請項目】

1. 介護労働者の賃金・労働条件の抜本的改善のため、①介護従事者全員対象 ②全産業平均の賃金額を保障 ③全額国庫負担の 実効ある処遇改善策を行うこと。
2. 「介護職員等特定処遇改善加算」は、介護現場に新たな格差と分断を持ち込み、混乱を引き起こしているので、事業者の裁量と労使自治による公平・一律配分ができる制度運用へと改めること。
3. 介護事業所・施設の人員配置基準と報酬を改善し、労働条件と利用者に対するサービスの向上を図ること。
4. ヘルパーの移動時間の賃金未払いなど介護職場から労働基準法違反を一掃し、ハラスメントなどをなくすための総合的な措置を講じること。

わたしの一言要請

団体・事業所名

所在地

団体・事業所名

送付先 社会保障審議会介護保険部会事務局 厚生労働省老健局総務課
FAX 番号：03-3503-2740 メールアドレス：kaigobukai@mhlw.go.jp